## )経済産 業省令第

項の 部を改正する省令を次のように定める。 中欄に掲げる貨物 貿易管理令 (昭 和二十四年政令第三百七十八号) (核兵器等に該当するものを除く。 第四条第一項第三号 の開 発、 製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令 ハの規定に基づ き、 輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の

和二年一月二十日

輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の に用いられるおそれがある場合を定める省令の一部を改正する省令 項の 中 欄に掲げる貨物 (核兵器等に該当するものを除く。 )の開発、 済産 産業大臣 製造又は使用の 梶 Щ 志 た

用 いられるおそれがある場合を定める省令 貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物 (平成二十年経済産業省令第五十七号)の一部を次のように改正する。 (核兵器等に該当するものを除く。 <u></u>の 開 発、 製造又は使用のため

改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、 これを加える。

## 改 正 後

た文書、 記 他 場合は、 は 5 お 以 万単に 項第三号ハに規定する輸出 れることとなる旨記載され、 録をいう。 の人の知覚によっては認識することができない に該当するも 掲げる貨物 いられることとなる旨輸入者若しくは需要者若しくはこれ て、 入 (以下 出者が、 出 貿易管 当該輸出貨物 当該貨物 図画若しくは電磁的記録 |該貨物の輸出に関する契約書若しくは輸出者が入手し「開発等」という。) のために用いられるおそれがある 以下これらを総称して単に 当該輸出 次の 輸 のを除く。以下同じ。)の開発、 同令第四条第 入者等」という。 ず 和二十 れかに掲げる場合は 貨物が同欄に掲げる貨物の開 が同欄に掲げる貨物の開 . 貨 匝 項第一号イにおいて定める核兵器 若しくは記録されているとき、 (物が同令別表第一の一の [年政令第三百 (電子的方式、 から連絡 「文書等」という。)に この限りでな を受けたときと 発等のために用 れるおそれがある 製造又は使用 磁気的方式その 方式で作られた 八 /号 発等のために 項 の中欄 几 5 条 又 1

> 改 正

前

られることとなる旨記載され、 おいて、 た文書、 等に該当するものを除く。 用いられることとなる旨輸入者若しくは需 記録をいう。以下これらを総称して単に 他の人の知覚によっては認識することができない 場合は、 以下単に「開発等」という。)のために用いられるおそれ は輸出者が、 理人 (以下 .掲げる貨物(同令第四条第一項第一号イにおいて定める核 項 輸出貿易管理令 第三号ハに規定する輸出貨物が同令別表第一の一の項の 当該輸出貨物が同欄に掲げる貨物の開発等のために用 当該貨物の輸出に関する契約書若しくは輸出者が入手し 図画若しくは電磁的記録 次の 当該輸 輸 いずれか 入者等」という。 (昭 :出貨物が同欄に掲げる貨物の開発等のために 和二十四年政令第三百七十八 以下同じ。)の開発、 に掲げる場合はこの 若しくは記録されているとき、 (電子的方式、 から 「文書等」という。)に 連 要者若しくはこれら 一絡を受けたときとす 限りでない。 方式で作られた 磁気的方式その 製造又は使用 号) 第四 がある 兵 中 条 又い 欄

行う場合

この省令は、令和二年一月二十日から施行する。附 則